

Ⅲ. 新潟県青果物出荷規格基準

果 樹

(54) なし

① 日本なし

1. 品 位

事 項 \ 等 級	秀	優	良
玉ぞろい	形量の大きさ区分のいずれかに該当し、異なる大きさ区分のものが混入しないもの	同 左	同 左
重欠点果	混入しないもの	同 左	同 左
軽欠点果	混入しないもの	著しく混入しないもの	混入の程度が優に次ぎ、商品性を有するもの

備 考

(1) 重欠点果とは、次に挙げるものをいう

- ア 異 品 種 果 品種間相互をそれぞれ異品種果とする。
- イ 腐 敗 変 質 果 果肉が腐敗し、または変質しているもの。(過熟により果肉の変質しているものを含む。)
- ウ 未熟果又は過熟果 糖度または硬度もしくは色沢により成熟度が著しく不十分と認められるものを未熟果とし、硬度または色沢から成熟度が著しく進行しているものを過熟果とする。
- エ 病 虫 害 果 病虫害の被害が果肉におよんでいるもの。
- オ 傷 害 果 雹害、切傷、穴傷または打傷等の生傷、圧傷のあるもの、ただし損傷の軽微なものは除く。
- カ その他の重欠点果 軽欠点果に属する事項で、その被害程度が著しいもの。

(2) 軽欠点果とは、次に掲げるもので重欠点果に該当しないものをいう。

- ア 外 観 不 良 果 さび、日焼、葉害、生理障害及び果皮に止まる程度の病虫害の被害等で外観の劣るもの。
- イ 軽 微 な 傷 害 果 すり傷等重欠点果に属さない傷があるもの。
- ウ その他の軽欠点果 つる抜けのもの、石なし、その他欠点程度の軽微なもの。

2. 形 量

(1) パック詰規格

量 目	二十世紀・幸水		新 高		新興・新王・新美月		あきづき・豊水	
	1箱の玉数	1果の基準重量	1箱の玉数	1果の基準重量	1箱の玉数	1果の基準重量	1箱の玉数	1果の基準重量
10 kg 標準	24玉	400g以上	14玉	710g以上	16玉	625g以上	18玉	555g以上
	28玉	350 "	16玉	625 "	18玉	555 "	20玉	500 "
	32玉	310 "	18玉	555 "	20玉	500 "	24玉	415 "
	36玉	270 "	20玉	500 "	24玉	415 "	28玉	355 "
	40玉	235 "	24玉	415 "	28玉	355 "	32玉	310 "
	44玉	215 "	28玉	355 "	32玉	310 "	36玉	270 "

(注) 1 パックに平詰めとし、2段詰めとする。

2 あきづき・幸水・豊水・新王・新美月については5kg標準とすることができる。(以下省略)

3 二十世紀については基準果重量 450g 以上のものを 20 玉とし、170g 以上のものを 50 玉とすることができる。

- 4 新高については基準果重量830g 以上のものを12 玉とすることができる。
- 5 あきづきについては基準果重量625g 以上のものを16 玉とすることができる。
- 6 新王については基準果重量710g 以上のものを14 玉とすることができる。

2. 等級別最低基準

項 目		等 級		
		秀	優	良
形 状		品種固有の形状のもの	変形の軽微なもの	秀・優以外のもので商品性を有するもの
病 虫 害	黒 斑 病	被害の認められないもの	被害の認められないもの	軽微なもので進展のおそれのないもの
	黒 星 病 その他病害	被害の認められないもの	軽微なもので進展のおそれのないもの	甚だしくないもの
	虫 害	被害の認められないもの	被害が果肉に及ばない軽微なもの	同 左
傷 害	打傷、枝ずれ その他の傷害	打傷、圧傷がなく、すり傷等の目立たないもの	被害が果肉に及ばない軽微なもの	同 左
	雹 害	果肉の損傷が目立たないもの	果皮の損傷や凹みの軽微なもの	甚だしい凹みのないもの
生 理 障 害	石 ナ シ	被害の認められないもの	被害が軽微なもの	優以外のもので障害部分が果面の1/3 以内のもの
	さ び 果 あ ざ 果 その他汚損	被害の認められないもの	被害が軽微なもの	優以外のもので被害部分が果面の2/3 以内のもの
	日やけ、その他	被害の認められないもの	軽微なもの	甚だしくないもの
薬 害		被害の認められないもの	軽微なもの	甚だしくないもの

② 西洋なし（ル レクチエ）※県ホームページに写真つき規格基準を掲載しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/opendata/1356807598958.html>

1. 品 位

項目	赤秀	青秀	良	
着色	軸の部分に少し青みが残る程度（年により変動する）			
形状	極端な不正形でないもの			
	すじ果	すじ果で赤秀に次いで程度の軽いもの（浅いが赤道部より上に及ぶ）	すじ果でやや深いすじを有するもの（果形が大きく損なわれるものは良品未満とする）	
外観	黒斑病	軽く目立たない塊1個まで	青秀より劣るもののうち商品性を有するもの	
	外傷痕・斑点状汚損	コルクが薄く目立たないもの（果面の10%以内）		コルクが薄く目立たないもの（果面の1/3以内）
	面状汚損・葉斑	シミだけの薄いもの（果面の10%以内）		薄く散らばって色の薄いもの（果面の1/3以内）
	セイヨウナンシ褐色斑点病	病斑のないもの	直径1mm程度の病斑3個までくぼみのないもの	直径1mm程度の病斑5個まで直径3mm程度の病斑3個まで※合計病斑数5個までくぼみの軽いもの
			停滞型のもの 赤道部付近のもの 密集していないもの	
	石なし	ないもの		
	ブラックエンド	ないもの		極軽微なもの（果皮表面だけのもの、3個まで）
ゆず肌	てい部のみで程度の軽いもの		てい部～赤道部までの範囲で程度の軽いもの	
日焼け果	ないもの	コルク化していないもの（果面の10%以内）	コルク化していないもの（果面の1/3以内）	
霰・雹・霜被害	ないもの	くぼみのないもの（直径1cm程度3個まで）	青秀に劣るもののうち商品性を有するもの	

2. 計量

(1) 4kg箱

容 器	量 目	1 箱 の 玉 数	1 果の基準重量
ダンボール箱	4 kg ※基準重量内で組合せ 正味 4kg 以上とする	6	650g 以上
		7	560 〃
		8	490 〃
		9	430 〃
		10	380 〃
		12	325 〃
		14	275 〃
		16	240 〃
		18	210 〃

(2) 2kg箱

容 器	量 目	1 箱 の 玉 数	1 果の基準重量
ダンボール箱	2 kg ※基準重量内で組合せ 正味 2kg 以上とする	5	380g 以上
		6	325 〃
		7	275 〃
		8	240 〃

(55) ぶどう

1. 品 位

等 級 項 目	秀	優	良
房の形状 および熟度	品種の特性を備え、着色が最も良く、熟度が適熟かつ斉一であるもの	品種の特性を備え、着色が良く、熟度が適熟であるもの	優に次ぎ、商品性を有するもの
粒 揃 い	粒揃いの最も良いもの (品種の標準一粒重の揃いが概ね80%以上)	粒揃いの良いもの (品種の標準一粒重の揃いが概ね60%以上)	
重欠点果	混入しないもの	同 左	著しく混入が見られず、商品性を有するもの
軽欠点果	混入しないもの	著しく混入しないもの	優に次ぎ、商品性を有するもの
<p>(注) 1. 秀の格付をするものの1粒重については、下記の重さ以上とする。 ・13g：シャインマスカット、無核巨峰、ピオーネ、クイーンニーナ ・12g：有核巨峰 ・11g：ロザリオ・ピアンコ</p> <p>2. 品質の格付にあたっては、原則として糖度検査を行うものとする。 秀の格付をするものについては、最低次の糖度を有しなければならない。 ・18度：シャインマスカット、デラウェア、ロザリオ・ピアンコ、甲斐路、クイーンニーナ、赤嶺、マスカットベリーA、オリンピア、紅瑞宝 ・17度：無核巨峰、ピオーネ ・16度：有核巨峰、ネオマスカット ・14度：キャンベルアーリー</p> <p>3. 秀の格付をするシャインマスカットの着色判定は、「シャインマスカット果実カラーチャート」の2～5を目安とする。</p> <p>4. 等級呼称を「赤秀、青秀、優」とすることができる。</p>			

備 考

(1) 重欠点果とは、次に挙げるものをいう。

- | | |
|-------------|--|
| ア 異 品 種 果 | それぞれの適用品種以外の品種の果実。 |
| イ 腐 敗 変 質 果 | 腐敗したものおよび硬化萎縮等の変質したもの。(過熟により肉質の変化しているものを含む。) |
| ウ 未 熟 果 | 糖度または色沢等により成熟度が著しく不十分と認められるもの。 |
| エ 病 虫 害 果 | 病虫害の被害の認められるもの。 |
| オ 傷 害 果 | 裂傷、生傷、圧傷のあるもの。 |
| カ その他重欠点果 | 軽欠点果に属する事項、その程度が特に著しいもの。 |

(2) 軽欠点果とは、次ぎに挙げるもので重欠点果に該当しないものをいう。

外観不良果、黒点、褐点、灰白色、さび等によって外観の劣るもの。

2. 形 量

量 目	呼称 区分	1 房 の 重 量 基 準					
		巨 峰 群	デラウエア	ロザリオ・ピア ンコ	キャンベルアー リー	赤 嶺 甲 斐 路	ネオマスカット マスカットベリーA
ダンボール箱 (4kg)	2L	350g 以上	150g 以上 180g 未満	550g 以上 650g 未満	350g 以上 450g 未満	550g 以上 650g 未満	400g 以上 500g 未満
	L	300g 以上 350g 未満	110g 以上 150g 未満	450g 以上 550g 未満	250g 以上 350g 未満	450g 以上 550g 未満	300g 以上 400g 未満
	M	200g 以上 300g 未満	75g 以上 110g 未満	400g 以上 450g 未満	200g 以上 250g 未満	400g 以上 450g 未満	200g 以上 300g 未満
	S	—	75g 未満	—	150g 以上 200g 未満	300g 以上 400g 未満	—
量 目	呼称 区分	1 房の 重量基準					
		シャインマスカット					
ダンボール箱 (4kg)	4L	600g 以上 750g 未満					
	3L	450g 以上 600g 未満					
	2L	350g 以上 450g 未満					

(注)

- 「群」は表示した品種の外、品種固有の形状がこれに類似する品種を含むものとする。
- ハウスぶどう、デラウエア、ネオマスカット及び巨峰群については、2kgダンボール箱詰めにする事ができる。また、巨峰群については、化粧箱(1kg等)、1房パック(350g、400g)、2房パック(700g)、800gパック詰めにする事ができる。
- 巨峰、オリンピアの化粧箱の品位については、秀、優のみとし、大きさの呼称区分は2L、Lとする。
- ロザリオ・ピアンコの300g以上400g未満をSとすることができる。
- 赤嶺、甲斐路、ロザリオ・ピアンコの呼称区分については、2Lを7房、Lを8房、Mを9～10房、Sを11房以上とすることができる。

(参 考) 1箱の房数の目安

900g化粧箱の房数(目安)
3房以内

(56) もも・ネクタリン

1. 品 位

等級 事項	秀	優	良
形 状	品種固有の形状のもの。	変形の甚だしくないもの。	優に次ぎ、商品性を有するもの。
病 虫 害	黒星病等の斑点性病害にあつては殆んどないもの。その他の病虫害にあつてはその被害が果皮にとどまり目立たないもの。	黒星病等の斑点性病害にあつては目立たないもの。その他の病虫害にあつてはその被害が果皮にとどまり甚だしくないもの。	
傷 害	裂傷、打傷等の生傷及び圧傷のないもの。枝ずれ等のすり傷にあつては目立たないもの。	裂傷、打傷等の生傷及び圧傷のないもの。枝ずれ等のすり傷にあつては目立たないもの。	
	外観から殆んど核割れが認められないもの。	外観から殆んど核割れが目立たないもの。	
日 焼 け	ないもの。	目立たないもの。	
薬 害	ないもの。	目立たないもの。	
玉 ぞ ろ い	品種ごとに形量の大きさ、区分のいずれかに該当し、異なる大きさ区分のものが混入しないもの。	同 左	
色 沢	品種固有の熟色が秀でたもの。	品種固有の熟色が優良なもの。	
重 欠 点 果	混入しないもの。	同 左	
軽 欠 点 果	ほとんどないもの。	おおむねないもの。	

備 考

(1) この規格において重欠点果とは次ぎに挙げるものをいう。

- ア 異 品 種 果 品種間相互をそれぞれ異品種果とする。
- イ 腐 敗 変 質 果 果肉が腐敗し、また変質しているもの。(過熟により肉質の変質しているものを含む)
- ウ 未熟果又は過熟果 糖度、肉質、硬度または色沢により成熟度が著しく不十分と認められるものを未熟果とし、硬度または色沢により成熟度が著しく進行していると認められるものを過熟果とする。
- エ 病 虫 害 果 病虫害の被害が果肉に及んでいるもの。
- オ 傷 害 果 切傷、穴傷または打傷等の生傷または圧傷(軽微なものを除く)のあるもの。
- カ その他の重欠点果 軽欠点果に属する事項で、その被害程度が特に著しいもの。

(2) この規格において軽欠点果とは、次ぎに挙げるもので、重欠点果に該当しないものをいう。

- ア 外 観 不 良 果 形状不良(核割れを含む)もしくは、色沢不良のものまたは薬害もしくは病虫害の被害で果皮にとどまるもので、外観のおとるもの。
- イ 軽 微 な 傷 害 果 すり傷等重欠点果に属さない傷があるもの。
- ウ そ の 他 欠点程度の軽微なもの。

(参考) 1果の等級別最低基準着色の目安

区分 \ 等級	秀	優	良
白鳳系	50%以上	30%以上	30%以上
あかつき	60 "	40 "	40 "
山根白桃	60 "	40 "	40 "
川中島白桃	60 "	40 "	40 "
ゆうぞら	60 "	40 "	40 "
白根白桃	50 "	30 "	30 "
なつっこ	60 "	40 "	40 "
なつおとめ	60 "	40 "	40 "

(注) 1. 白鳳系には日の出を含む。

2. 八幡白鳳は白鳳系に準ずる。

2. 形量

1箱の個数	1果の基準重量	容器	量目
13個	370g	ダンボール箱	5 kg
15	330		
16	310		
18	280		
20	250		
22	230		
25	200		
28	180		

(注) 32個を出荷することもできる。

(57) かき (平核無系) ※県ホームページに写真つき規格基準を掲載しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/opendata/1356807598958.html>

1. 品 位

項 目		等 級		
		秀	優	良
形 状		品質固有の形状のもの	同 左	やや不正形なもの
病	炭 そ 病	認められないもの	同 左	同 左
	灰 色 カ ビ 病	認められないもの	同 左	同 左
虫	す す 点 病	認められないもの	赤道部より下位で軽微なもの	10 円硬貨大以内のもの
	す す 病	認められないもの		
	そ の 他 の 病 害	認められないもの	同 左	軽微なもので進展及び軟化のおそれのないもの
	スリップス類、ハマキムシ類、コメツキムシ類、カイガラムシ類、カンザワハダニ	被害の認められないもの	赤道部より下位で軽微なもの	甚だしくないもの
	へ タ ム シ 類	被害の認められないもの	同 左	同 左
害	カ メ ム シ 類	被害の認められないもの	同 左	吸汁痕 1 箇所ですみ果実形状、品質に影響のないもの
	そ の 他 の 虫 害	被害の認められないもの	軽微なもの	甚だしくないもので軟化のおそれのないもの
傷	生 傷 ・ 打 傷	認められないもの	同 左	同 左
	古 傷 ・ 枝 葉 す れ そ の 他 の 傷 害	認められないもの	赤道部より下位で軽微なもの。傷害の固まっているもの	10 円硬貨大以内のもので傷害の固まっているもの
生 理 障 害	パ ッ テ ン 果 (い れ ず み 果)	果頂部のみで目立たないもの	1 円硬貨大以内のもの	10 円硬貨大以内のもの
	日 焼 け	認められないもの	同 左	軽微なもの
	果 頂 裂 果 ・ へ タ す き	認められないもの	同 左	同 左
	へ タ 片 障 害	認められないもの	軽微なもの	被害が 2 片以内で軽微なもの
	へ タ 座 障 害 あ ば た 症	認められないもの	同 左	同 左
	そ の 他 障 害	認められないもの	軽微なもので、軟化のおそれのないもの	甚だしくないもので軟化のおそれのないもの
薬 害 ・ お よ び 汚 損		認められないもの	軽微なもので、軟化のおそれのないもの	甚だしくないもので軟化のおそれのないもの

(注) 銘柄を「おけさ柿」とする場合は、等級呼称を「赤秀、秀、優」とすることができる。

2. 形 量

呼称区分	1果の基準重量	玉 数 表 示
		2 段 詰
3L	260g 以上	28
2L	220 "	32
L	190 "	36
M	160 "	40
S	130 "	44

(注) 310g 以上を 4L とすることができる。

3. 収穫時期別品質基準と着果部位別収穫果皮色 (カマチャート)

(1) 平核無

項 目		10月4半旬	10月5半旬	10月6半旬	11月1半旬
品質 基準	果実サイズ 糖度(Brix)	M 14%	M・L	L 14.5%	14~15%
	日持ち日数	23日程度		20日程度	18日程度
樹冠 外周	果頂部 果皮色	5.0 ~ 6.0	/	5.0 ~ 6.5	5.5 ~ 7.0
	てい部 果皮色	3.0 ~ 5.0	/	4.0 ~ 5.5	4.0 ~ 6.0
樹冠 内部	果頂部 果皮色	5.0 ~ 6.0	/	5.5 ~ 6.5	5.0 ~ 6.5
	てい部 果皮色	3.5 ~ 5.0	/	4.0 ~ 5.5	4.0 ~ 6.0

(2) 刀根早生

項 目		9月6半旬	10月1半旬	10月2半旬	10月3半旬
品質 基準	果実サイズ 糖度(Brix)	S・M 13%	M 13.5%		M・L 13.5~14%
	日持ち日数	24日程度	22日程度		18日程度
樹冠 外周	果頂部 果皮色	4.5 ~ 5.0	/	5.0 ~ 6.0	5.0 ~ 7.0
	てい部 果皮色	2.5 ~ 3.0	/	3.0 ~ 5.0	3.5 ~ 6.0
樹冠 内部	果頂部 果皮色	—	/	5.0 ~ 6.0	5.0 ~ 6.5
	てい部 果皮色	—	/	3.0 ~ 5.0	3.0 ~ 5.5

(注) 1. 「刀根早生」の10月5半旬と「平核無」の11月3半旬は日持ちの低下や表皮黒変果発生の恐れがあるため、収穫は必ずこの時期より前に終了させる。

2. 樹冠外周部：樹冠外周部に位置し、着果位置がおおむね2~3m

樹冠内部：樹冠骨格枝近くに位置し、着果位置がおおむね1.5m以下

(58) くり

形量区分	選別標準	調製	容器	量目	荷造方法
3L	品質良好な 篩目 3.8 cm 以上のもの	異品種の混合したもの、割れが目立つもの及び不良品は別扱いとする。 よくふるう。 虫害果は除く。	ダンボール箱 ネット	10 kg 5 kg	ガムテープ又はチョッパーパー使用。
2L	品質良好な 〃 3.5 cm 〃				
L	品質良好な 〃 3.2 cm 〃				
M	品質良好な 〃 2.9 cm 〃				
S	品質良好な 〃 2.6 cm 〃				
2S	品質良好な 〃 2.6 cm 未満のもの				

(注) 1. 燻蒸処理済のものはその旨表示する。

2. 品種名が明確な場合は固有の品種名を記述する。

3. 品種名が明確でない場合は「くり」と記述する。

(59) おうとう

1. 品 位

項 目	等 級 別 品 位		
	秀	優	良
異 品 種 果	混入しないもの	同 左	優に次ぎ、商品性を有するもの
腐敗変質果	混入しないもの	同 左	
形 状	品種の特性を備え、最も良いもの	品種の特性を備え、良いもの	
色沢及び熟度	品種の特性を備え、着色最も良く、熟度の良くそろったもの (未過熟果を除く)	品種の特性を備え、着色良く、熟度のそろったもの (未過熟果を除く)	
玉 ぞ ろ い	付表の基準に適合し、大きさが良くそろったもの	付表の基準に適合し、大きさがそろったもの	
う る み	ないもの	着色が良く、目立たないもの	
病 虫 害	ないもの	菌核病等の腐敗性のものがなく、その他の被害があっても果皮にとまり、目立たないもの	
傷 害	ないもの	目立たないもの (腐敗を誘発するものを除く)	
その他の欠点	ほとんどないもの	外観を害しないもの	

2. 形 量

形量区分	選別標準	容 器	量 目	荷造方法
4L	果径 31mm 以上	ダンボール箱	1. 6 k g	バラ詰め若しくは 200 g パック詰めとする。
3L	28 "			
2L	25 "			
L	22 "			
M	19 "			
S	16 "			

(60) うめ

品質区分 { A…形状、色沢良好なもの。
B…Aに次ぐもの。

形量区分	選別標準		調製	容器	量目	荷造方法
	藤五郎	小坂梅、越の梅				
2L	25g以上	20g以上	手もぎ 収穫は成熟前の濃緑色の時が適期。 異品種を混ぜない。 病虫害、傷みのものを除く。	ダンボール箱	10kg	ダンボールはガムテープ又はチヨッパーを使用 ネット袋 ポリ袋 1kg入10個
L	20 "	15 "				
M	15 "	10 "				
S	10 "	7 "				
2S	10g未満	7g未満				

(注) 早出しはポリ又はネット1kg詰めとする。

(61) ぎんなん

品質区分 { A … 品質色沢が良好なもの。
B … Aに次ぐもの。

形量区分	選別標準	調製	容器	量目	荷造方法
3L	横径22mm以上	外皮を落としよく乾燥する。 選別機によりふるい分ける。	ダンボール箱	500g × 12	
2L	" 19mm以上				
L	" 16mm以上				
M	" 13mm以上		ネット袋	1kg × 10	ホッチキスで2ヶ所とめる。
S	" 13mm未満				

(62) りんご

1. 品 位

等 級	選 別 標 準
秀	腐敗変質がなく、品種固有の形状を備え、別表による着色割合以上のもので、病虫害及び損傷殆どなく、玉ぞろい熟度最も秀でたもの。
優	腐敗変質がなく、品種固有の形状を備え、別表による着色割合以上のもので、病虫害及び損傷極く軽微で、玉ぞろい熟度優良のもの。
良	腐敗変質がなく、品種固有の形状を備え、別表による着色割合以上のもので、病虫害及び損傷軽微で、玉ぞろい熟度優良のもの。

(別表) 着色割合の基準

品 種 \ 等 級	秀	優	良
ふ じ つ が る	50%以上 30 "	30%以上 20 "	10%以上 制限せず

2. 形 量

基 準 果 重	パック詰め1段5kgの玉数	容 器	量 目
355 g	14個	ダンボール箱	10 kg 15 kg
310	16		
275	18		
250	20		
215	23		
200	25		
175	28		

(63) キウイフルーツ

1. 品位基準

等級呼称 事 項	秀	優
玉ぞろい	異なる大きさの区別のものが混入しないもの	同 左
重欠点果	混入しないもの	同 左
軽欠点果	混入しないもの	おおむね混入しないもの

(注) 優に該当しないもので、商品性を有するものは、「良」と呼称して出荷することができる。

備 考 (1) 重欠点果とは次ぎに掲げるものをいう。

ア. 異品種果 イ. 腐敗変質果 ウ. 病害虫果 エ. 傷害果

オ. 軽欠点果に属する事項で、その欠点程度が特に著しいもの

(2) 軽欠点果とは、次ぎに掲げるもので重欠点果に該当しないものをいう

ア. 形状不良のもの又は果皮にとどまるする傷等の損傷若しくは病害虫の被害等で外観の劣るもの

イ. その他欠点程度の軽微なもの

2. 1果の等級基準

等級呼称 事 項	秀	優
形 状	品種固有の形状を有し秀でたもの	品種固有の形状を有し優良なもの
日 焼 け	目立たないもの	甚だしくないもの
毛 じ	脱落が目立たないもの	脱落が甚だしくないもの
病 虫 害	被害のないもの	軽微なもの
傷 害	切傷・刺傷・圧傷・風傷がほとんど認められないもの	軽微なもの
汚 染	目立たないもの	甚だしくないもの
縦 傷	目立たないもの	甚だしくないもの
そ の 他 の 欠 点	ほとんどないもの	甚だしくないもの

3. 形 量

形 量 区 分	1箱の玉数	1果の基本重量	量 目	表 示
3 L	24	145g 以上	3. 6 k g	外装には、品種名、等級、個数又は量目及び出荷者名を表示する。
2 L	27	130 " 145g 未満		
L	30	115 " 130 "		
M	33	100 " 115 "		
S	36	85 " 100 "		
2 S	39	75 " 85 "		

(注) 160g 以上は4L、65g 以上75g 未満は3Sとして出荷することができる。

(64) いちじく (柘井ドーフィン) ※県ホームページに写真つき規格基準を掲載しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/opendata/1356807598958.html>

1. 品 位

等 級 項 目	秀	優
形 状 ・ 着 色	品種の特性を備え、着色のよいもの	品種の特性を備え、着色のわずかに劣るもの
裂 果	1 cm以内	1.5 cm以内
傷 害	認められないもの、擦り傷にあっては目立たないもの	認められないもの、擦り傷にあっては軽微のもの
熟 度	未熟でないもの	同 左

2. 計 量

階 級	果実の重量 (g)	1パックの個数	量 目 ・ 荷 造
		400g	
3 L	120以上	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1箱1.6kg (400g パック×4) とする。 ・ 3箱で1梱包とし最上部にふたをして、ひも掛けする。
2 L	95～119	4	
L	80～94	5	
M	70～79	6	
S	60～69	7～8	

(65) 干柿

1. 品位

秀…乾燥齊一にて洗みなく、形状・色沢・肉質が優秀で、白粉が適度に出ているもの。

優…秀に次ぐもので重欠点果を除く。

(備考) この規格において重欠点果とは、次に掲げるものとする。

- ・乾燥の悪いもの
- ・外観のよくないもの
- ・カビのあるもの
- ・ヘタ・果皮・果芯が残っているもの

2. 形量

形量区分	選別標準		調製	容製	量目	荷造方法
	1果重	200gトレー トレー入果数				
2L	48g以上	4	トレー裏側に 生産者番号、包 装月日を記す。	ダンボール箱 (内装トレー 200g入)	2.4kg	1箱12トレー入れと し、3~4箱を1梱包と する。
L	39 "	5				
M	33 "	6				
S	25 "	7・8				

(66) あんぽ柿

1 品位

秀・・・紅・黄色系の明るい色でボリューム感があるもの

優・・・秀に次ぐもので重欠点果を除くのもの

- 重欠点果・・・カビのあるもの
- ・皮、果芯が残っているもの
- ・外形のよくないもの
- ・乾燥の悪いもの
- ・洗みのあるもの
- ・その他、著しく品質が劣るもの

2 計量

形量区分	選別標準		容製	量目	荷造方法
	1果重	250gトレー 入果数			
3L	81g以上	3	段ボール箱	1.25kg	1箱5パックとする。
2L	61g "	4			
L	48g "	5			
M	40g "	6			
S	31g "	7・8			